

# 愛称: アジアの恵み しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

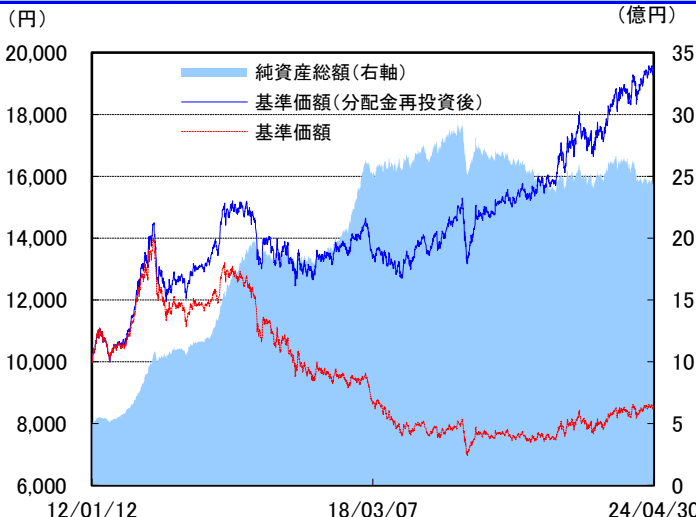
追加型投信/海外/債券

作成基準日

2024年4月30日

月次

## 基準価額・純資産の推移



※ 基準価額(分配金再投資後)は、決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※ 換金時の費用・税金等は考慮していません。

## 分配金実績(税引き前・1万口当たり)

| 設定来合計            | 7,815 円 |
|------------------|---------|
| 直近 2024/04/22    | 25 円    |
| 1 期前 2024/03/21  | 25 円    |
| 2 期前 2024/02/20  | 25 円    |
| 3 期前 2024/01/22  | 25 円    |
| 4 期前 2023/12/20  | 25 円    |
| 5 期前 2023/11/20  | 25 円    |
| 6 期前 2023/10/20  | 25 円    |
| 7 期前 2023/09/20  | 25 円    |
| 8 期前 2023/08/21  | 25 円    |
| 9 期前 2023/07/20  | 25 円    |
| 10 期前 2023/06/20 | 25 円    |

## 運用経過(ファンドの基準価額と期間別騰落率)

|                  | 基準価額(円) | 騰落率(%) |
|------------------|---------|--------|
| 作成日 2024/04/30   | 8,541   | -      |
| 1ヶ月前比 2024/03/29 | 8,560   | 0.07   |
| 3ヶ月前比 2024/01/31 | 8,430   | 2.21   |
| 6ヶ月前比 2023/10/31 | 8,189   | 6.15   |
| 1年前比 2023/04/28  | 8,113   | 9.09   |
| 3年前比 2021/04/30  | 7,577   | 26.91  |
| 設定来              | 10,000  | 94.53  |

※ 基準価額の騰落率は、分配金(税引き前)を再投資し計算しています。

※ 課税条件によって投資家ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

## ファンドの特色

○アジアのソブリン債券・準ソブリン債券を中心に投資します。

○FTSEアジア国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。

○実質的に、アジア投資対象国の通貨に投資します。

## ファンド概要

|            |            |
|------------|------------|
| 基準価額       | 8,541円     |
| 既払分配金(設定来) | 7,815円     |
| 純資産総額      | 2,447(百万円) |
| 設定日        | 2012年1月13日 |
| 償還日        | 無期限        |
| 決算日        | 毎月20日      |

(休業日の場合、翌営業日)

## 資産の組入状況

作成日現在の投資比率

| 銘柄名                 | 投資比率   |
|---------------------|--------|
| 1 しんきんアジア債券マザーファンド* | 98.79% |
| 2 現金・その他            | 1.21%  |
| 3                   |        |

## 基準価額変動要因(月間)

|            |        |       |        |
|------------|--------|-------|--------|
| 前月末基準価額    | 8,560円 |       |        |
| 要因         | 債券     | キャピタル | -181円  |
|            |        | インカム  | 34円    |
|            | 為替     |       | 165円   |
|            | 小計     |       | 18円    |
| 分配金        |        |       | -25円   |
| その他(信託報酬等) |        |       | -12円   |
| 当月末基準価額    |        |       | 8,541円 |

※ 要因分析の数字は、概算値であり、実際の数値とは異なります。傾向を知るための参考としてご覧ください。

※ キャピタルとは金利変動等による債券価格の上下動に伴う売買損益(評価損益含む)、インカムとは利息等による収益です。

◆当資料は、当ファンドの運用状況をお知らせするためにしんきんアセットマネジメント投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。◆当資料は、当社が作成日現在において信頼できると判断したデータ・情報に基づいて作成したものです。記載内容は事前の予告なく訂正することがあります。正式な記載内容については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。◆当資料の運用実績等に関するグラフ・図表・数値・その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。◆分配金の実績は過去のものであり、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。◆当資料の内容は、作成日現在での当社の見解であり、市場変動や個別銘柄の将来の変動等を保証するものではありません。事前の予告なく将来変更する可能性もあります。◆当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様様に帰属します。◆当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。◆当ファンドのお申込みの際には、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、内容についてご確認の上、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

愛称: アジアの恵み  
しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

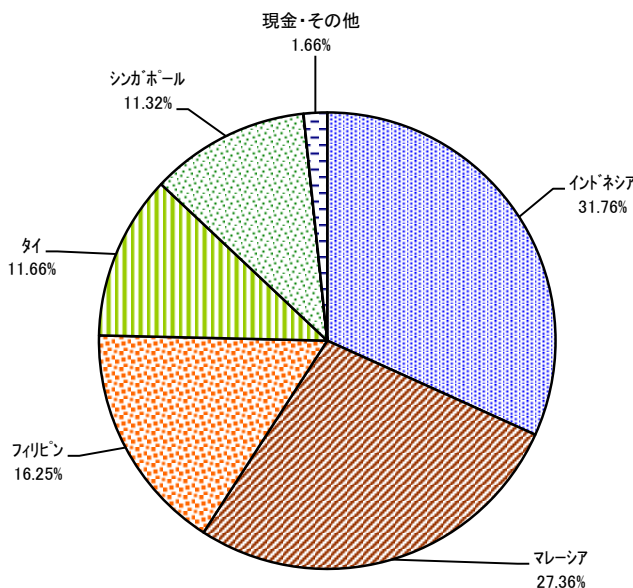
作成基準日

2024年4月30日

月次

## しんきんアジア債券マザーファンド(親投資信託)の資産組入状況(ご参考)

## ●作成日現在の国別投資比率(%)



※国別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## ●組入れ上位10銘柄

| 国名     | 銘柄名                   | 利率     | 満期日        | 投資比率   |
|--------|-----------------------|--------|------------|--------|
| マレーシア  | MG5 4.498 04/15/30    | 4.498% | 2030/04/15 | 25.94% |
| シンガポール | SIGB 2.875 09/01/30   | 2.875% | 2030/09/01 | 11.26% |
| インドネシア | INDOGB 6.125 05/15/28 | 6.125% | 2028/05/15 | 10.07% |
| インドネシア | INDOGB 6.500 02/15/31 | 6.500% | 2031/02/15 | 8.44%  |
| インドネシア | INDOGB 8.750 05/15/31 | 8.750% | 2031/05/15 | 6.55%  |
| フィリピン  | RPG8 8.000 07/19/31   | 8.000% | 2031/07/19 | 6.28%  |
| インドネシア | INDOGB 7.500 06/15/35 | 7.500% | 2035/06/15 | 5.96%  |
| フィリピン  | RPG8 7.500 10/20/32   | 7.500% | 2032/10/20 | 5.95%  |
| タイ     | THAIGB 2.000 12/17/31 | 2.000% | 2031/12/17 | 5.65%  |
| タイ     | THAIGB 1.600 12/17/29 | 1.600% | 2029/12/17 | 4.64%  |

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ●修正デュレーション、終利および直利の実績

| 修正デュレーション | 終利    | 直利    |
|-----------|-------|-------|
| 5.48年     | 5.25% | 5.26% |

※修正デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値(現在価値)が、瞬間的に、どの程度変化するかを表す指標です。

※終利とは、債券を購入し償還日(満期日)まで保有した場合の利回りです。(ファンドの利回りとは異なります。)

※直利とは、債券の購入金額に対して支払われるクーポン収入の割合です。(ファンドの利回りとは異なります。)



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

# 愛称: アジアの恵み しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

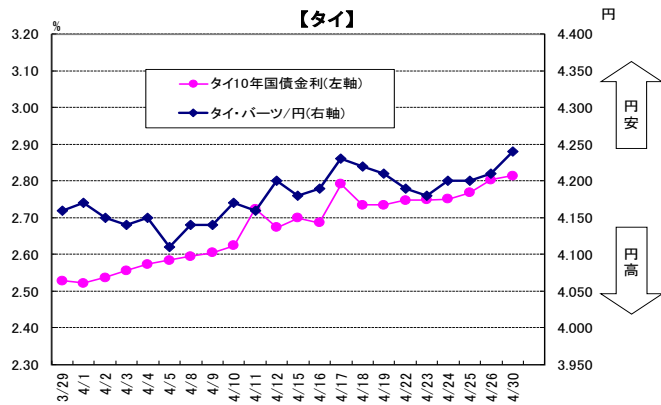
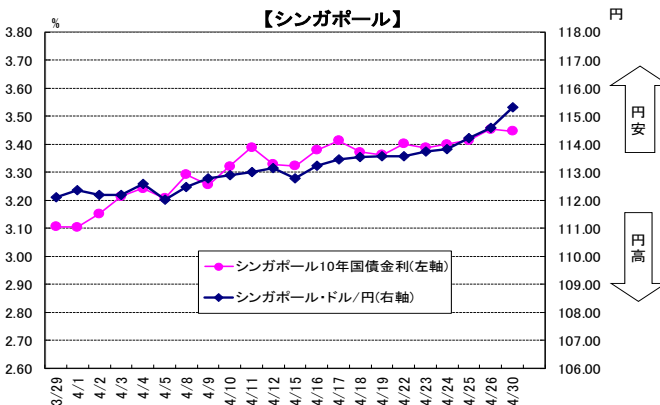
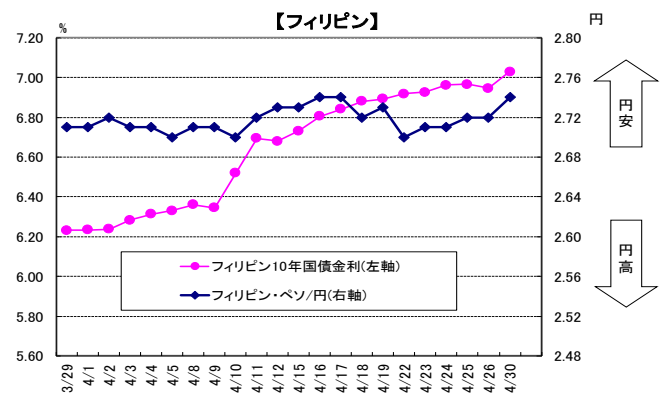
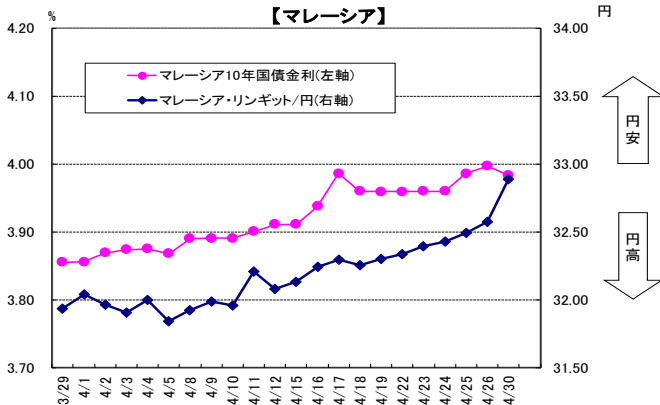
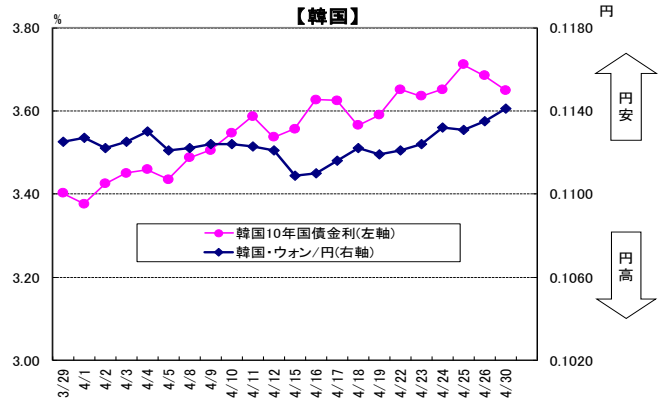
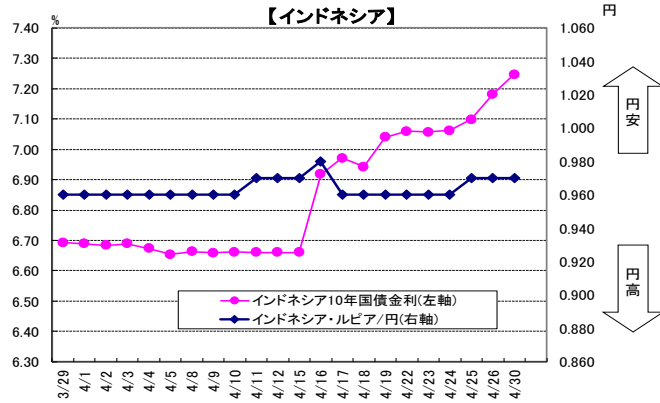
追加型投信/海外/債券

作成基準日

2024年4月30日

月次

## 市場の推移



出所 : 金利データはブルームバーグ  
為替データは対顧客電信相場仲値



設定・運用は、  
しんきんアセットマネジメント投信(株)

## 愛称: アジアの恵み

## しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

作成基準日

2024年4月30日

月次

## 市場概況

4月における当ファンドが投資対象としているアジア各国の国債金利について、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイは上昇しました。投資比率の高いインドネシアの10年国債金利について、インドネシア中央銀行は、4月の金融政策決定会合で政策金利を6.00%から6.25%に引き上げました。声明文において、米国の利下げ期待の後退や中東情勢緊迫化に伴う市場心理の悪化等から通貨の安定性を強化するためである旨の言及が見られる中、インドネシア金利は上昇基調で推移しました。

為替市場では、パウエル米連邦準備制度理事会(FRB)議長の発言により、利下げ期待が後退したこと等を受けて米国金利が上昇基調で推移する中、米ドルが対円で上昇したこと等を背景にアジア各国通貨もインドネシアルピア、韓国ウォン、マレーシアリングgit、フィリピンペソ、シンガポールドル、タイバーツが上昇しました。

## ファンドの運用経過と今後の方針(※将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。)

当ファンドが投資しているアジア各国において、インドネシアルピア、マレーシアリングgit、フィリピンペソ、シンガポールドル、タイバーツが上昇したこと等から、分配金を考慮すると基準価額は上昇しました。

## 【ご参考】しんきんアジア債券マザーファンドの運用経過および今後の運用方針

## ＜運用経過＞

新興国を含むアジア地域(日本を除く。)の国債を中心とした外貨建債券へ分散投資を行っています。

## ＜今後の市場見通し＞

金利について、米国では2024年3月の米連邦公開市場委員会(FOMC)において、政策金利の据え置きが決定されました。その一方で、4月に開催された講演において、パウエルFRB議長がインフレ率の鈍化の進展が見られないことを指摘し、インフレ率が2%に向かっているという確信を得るにはより長い時間を要する可能性が高いとの見方を示したこと等を受けて利下げ期待が後退したこと等を背景に、金利には上昇圧力がかかりやすい相場展開を予想します。投資しているアジア各国においても政策金利を引き上げる中央銀行も見られること等から金利に上昇圧力がかかりやすい相場展開を予想します。また、世界経済の減速懸念等によりリスク回避の動きが強まる局面では、アジアから資金流出懸念が高まる可能性があります。

為替について、アジア各国において消費の堅調な推移が見られ、通貨の安定性維持を示唆する中央銀行も見られる中、各国通貨の底堅い推移を予想します。一方で、世界経済の減速懸念等によるリスク回避の動きが強まる局面では、アジア各国通貨が下落する相場展開を予想します。

## ＜運用方針＞

引き続き、新興国を含むアジア地域(日本を除く。)の国債を中心とした外貨建債券へ分散投資を行います。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)



愛称: アジアの恵み  
しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

作成基準日

2024年4月30日

月次

## お申込みメモ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位  |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位               | 1口単位  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額  |
| 換金代金               | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。   |
| 申込受付中止日            | 韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日   |
| 申込締切時間             | 毎営業日の午後3時(この時刻までに販売会社所定の事務手続きが完了していることが必要です。)   |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよびすでに受け付けた購入の申込受付を取り消すことがあります。   |
| 信託期間               | 無期限(当初設定日:2012年1月13日)   |
| 繰上償還               | 委託会社は、受益権の総口数が1口を下回ることとなった場合、またはこの信託を償還することが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託を償還することがあります。  |
| 決算日                | 毎月20日(休業日の場合、翌営業日)です。   |
| 収益分配               | 毎月の決算日に、収益分配方針に従って収益分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。収益分配金をお受け取りになる場合は、事前に販売会社所定の手続きが完了していることが必要です。  |
| 信託金の限度額            | 1,000億円とします。  |
| 公告                 | 日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書              | 交付運用報告書は、毎年1月、7月の計算期間末日および償還日を基準に作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。   |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。<br>※税法の改正によって変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

## &lt;ファンドの費用&gt;

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | 購入金額に応じて、購入価額に2.75%(税抜2.5%)を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。                      |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | 純資産総額に対して、年率1.375%(税抜1.25%)  | 運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。 |
| (委託会社)       | 純資産総額に対して、年率0.45%(税抜)  |  |
| (販売会社)       | 純資産総額に対して、年率0.75%(税抜)  |  |
| (受託会社)       | 純資産総額に対して、年率0.05%(税抜)  |  |
| その他費用・手数料    | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。<br>※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。 |  |

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ファンド監査の費用は、委託会社が受け取る信託報酬より支払われます。

## &lt;税金&gt;

■税金は表に記載の時期に適用されます。

■以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金   |
|---------------|-----------|--|
| 分配時           | 所得税および地方税 | ・配当所得として課税 * ・普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | ・譲渡所得として課税 * ・換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

\* 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

# 愛称: アジアの恵み しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

作成基準日

2024年4月30日

月次

## 委託会社その他関係法人の概要

**委託会社** ファンドの運用の指図を行います。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会/ 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

当ファンドに関してのお問い合わせ

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

&lt;コールセンター&gt; (受付時間) 営業日の9:00~17:00

フリーダイヤル 0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>**受託会社** ファンドの財産の保管及び管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

**販売会社** 受益権の募集の取扱い、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払い等を行います。

・信金中央金庫(指定登録金融機関)登録金融機関 関東財務局長(登金)第258号 加入協会/日本証券業協会

・信用金庫(取次登録金融機関)

取次登録金融機関は信金中央金庫との契約に基づき、受益権の募集の取扱いの取次ぎ、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払いの取次ぎ等を行います。

## ご投資にあたっての留意点

「しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)」(愛称: アジアの恵み)は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資者のみなさまにおかれましては、投資信託説明書(目論見書)をよくお読みいただき、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしく申し上げます。

### <基準価額の変動要因>

|          |  |
|----------|--|
| 金利リスク    | 金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。  |
| 為替変動リスク  | 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。   |
| 信用リスク    | 有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。   |
| 流動性リスク   | 流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。   |
| カントリーリスク | 海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市場動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。 |

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

### <その他の留意点>

■ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

# 愛称: アジアの恵み しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

月次

## 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

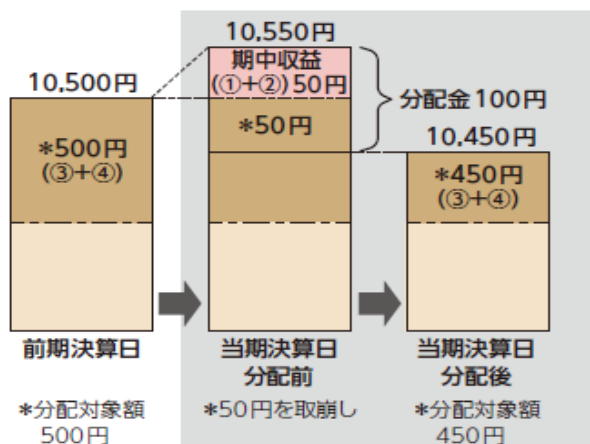
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



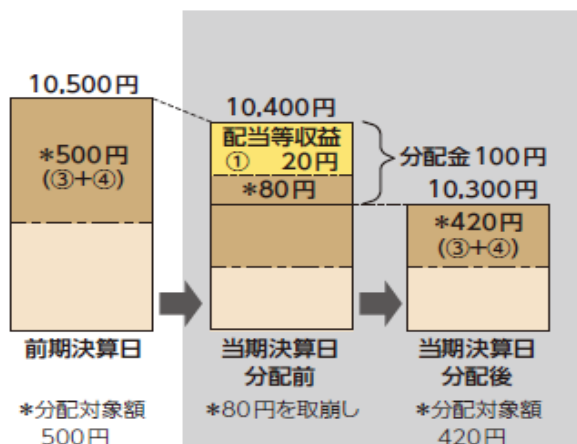
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



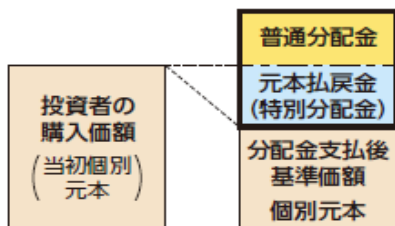
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。





# 愛称:アジアの恵み しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

月次

目論見書のご請求、お申込については、下記の販売会社にお問い合わせのうえご確認ください。

## 信用金庫(取次登録金融機関)一覧

| No. | 信用金庫名      | 区分     | 登録番号            | 加入協会    |
|-----|------------|--------|-----------------|---------|
| 1   | 空知信用金庫     | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第21号 |         |
| 2   | 帯広信用金庫     | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第15号 |         |
| 3   | 大地みらい信用金庫  | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第26号 |         |
| 4   | 新庄信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第37号  |         |
| 5   | 石巻信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第25号  |         |
| 6   | 白河信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第36号  |         |
| 7   | あぶくま信用金庫   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第24号  |         |
| 8   | 桐生信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第234号 |         |
| 9   | 北群馬信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第233号 |         |
| 10  | 足利小山信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第217号 |         |
| 11  | 栃木信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第224号 |         |
| 12  | 鹿沼相互信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第221号 |         |
| 13  | 水戸信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第227号 |         |
| 14  | 埼玉縣信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第202号 | 日本証券業協会 |
| 15  | 川口信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第201号 |         |
| 16  | 青木信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第199号 |         |
| 17  | 平塚信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第196号 |         |
| 18  | さがみ信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第191号 |         |
| 19  | 朝日信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第143号 | 日本証券業協会 |
| 20  | 東京東信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第179号 | 日本証券業協会 |
| 21  | 西武信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第162号 | 日本証券業協会 |
| 22  | 多摩信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第169号 | 日本証券業協会 |
| 23  | 長野信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第256号 | 日本証券業協会 |
| 24  | 金沢信用金庫     | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第15号  | 日本証券業協会 |
| 25  | のと共栄信用金庫   | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第30号  |         |
| 26  | はくさん信用金庫   | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第35号  |         |
| 27  | 興能信用金庫     | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第19号  |         |
| 28  | 福井信用金庫     | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第32号  |         |
| 29  | しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第38号  |         |
| 30  | 静岡信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第43号  | 日本証券業協会 |
| 31  | 浜松磐田信用金庫   | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第61号  |         |
| 32  | 沼津信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第59号  |         |
| 33  | 三島信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第68号  |         |
| 34  | 知多信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第48号  |         |
| 35  | 豊川信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第54号  |         |
| 36  | 碧海信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第66号  | 日本証券業協会 |
| 37  | 北伊勢上野信用金庫  | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第34号  |         |
| 38  | 滋賀中央信用金庫   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第79号  |         |
| 39  | 長浜信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第69号  |         |
| 40  | 大阪信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第45号  |         |
| 41  | 大和信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第88号  | 日本証券業協会 |
| 42  | きのくに信用金庫   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第51号  |         |
| 43  | 神戸信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第56号  |         |
| 44  | 姫路信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第80号  | 日本証券業協会 |
| 45  | 水島信用金庫     | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第48号  |         |
| 46  | 玉島信用金庫     | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第30号  |         |
| 47  | 呉信用金庫      | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第25号  |         |
| 48  | 西中国信用金庫    | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第29号  |         |
| 49  | 幡多信用金庫     | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第24号  |         |
| 50  | 福岡ひびき信用金庫  | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第24号 | 日本証券業協会 |

| No. | 信用金庫名     | 区分     | 登録番号            | 加入協会 |
|-----|-----------|--------|-----------------|------|
| 51  | 大牟田柳川信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第20号 |      |
| 52  | 大川信用金庫    | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第19号 |      |
| 53  |           |        |                 |      |
| 54  |           |        |                 |      |
| 55  |           |        |                 |      |
| 56  |           |        |                 |      |
| 57  |           |        |                 |      |
| 58  |           |        |                 |      |
| 59  |           |        |                 |      |
| 60  |           |        |                 |      |
| 61  |           |        |                 |      |
| 62  |           |        |                 |      |
| 63  |           |        |                 |      |
| 64  |           |        |                 |      |
| 65  |           |        |                 |      |
| 66  |           |        |                 |      |
| 67  |           |        |                 |      |
| 68  |           |        |                 |      |
| 69  |           |        |                 |      |
| 70  |           |        |                 |      |
| 71  |           |        |                 |      |
| 72  |           |        |                 |      |
| 73  |           |        |                 |      |
| 74  |           |        |                 |      |
| 75  |           |        |                 |      |
| 76  |           |        |                 |      |
| 77  |           |        |                 |      |
| 78  |           |        |                 |      |
| 79  |           |        |                 |      |
| 80  |           |        |                 |      |
| 81  |           |        |                 |      |
| 82  |           |        |                 |      |
| 83  |           |        |                 |      |
| 84  |           |        |                 |      |
| 85  |           |        |                 |      |
| 86  |           |        |                 |      |
| 87  |           |        |                 |      |
| 88  |           |        |                 |      |
| 89  |           |        |                 |      |
| 90  |           |        |                 |      |
| 91  |           |        |                 |      |
| 92  |           |        |                 |      |
| 93  |           |        |                 |      |
| 94  |           |        |                 |      |
| 95  |           |        |                 |      |
| 96  |           |        |                 |      |
| 97  |           |        |                 |      |
| 98  |           |        |                 |      |
| 99  |           |        |                 |      |
| 100 |           |        |                 |      |

- 注1. 上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在です。
- 注2. 上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。
- 注3. 一部掲載していない信用金庫がある場合があります。
- 注4. 上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

